

令和 7 年 4 月 21 日

東三河広域連合長 長 坂 尚 登

公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

第 10 期介護保険事業計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「第 10 期介護保険事業計画策定支援業務仕様書案」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 29 日まで

(4) 契約上限金額

金 38,372 千円（うち令和 7 年度業務分が金 23,992 千円、令和 8 年度業務分が金 14,380 千円。いずれも消費税及び地方消費税を含む。）

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

プロポーザルの参加資格は、次の各号に掲げる要件を全て満たすこととする。

(1) プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において満たすべき要件

ア 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村（以下「構成市町村」という。）のいずれかにおいて、営業種目が大分類：役務の提供等、中分類：調査委託について登録されていること。

イ 令和元年度以降に、元請として、政令指定都市、中核市、施行時特例市、特別区又は広域連合が発注する介護保険事業計画策定支援に関する業務を履行した実績を有する者であること。

(2) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間において満たすべき要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に

該当する者でないこと。

イ 東三河広域連合又は構成市町村のいずれかにおいて、指名停止（入札参加停止）の期間がないこと。

ウ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「東三河広域連合が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 27 年 5 月 1 日付け東三河広域連合長・愛知県豊橋警察署長・豊川警察署長・蒲郡警察署長・田原警察署長・新城警察署長・設楽警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3 参加手続

（１）担当部局及び問合せ先

〒440-0806

愛知県豊橋市八町通二丁目 16 番地 豊橋市職員会館 5 階

東三河広域連合 福祉事業部 介護保険課 総務グループ

電 話：0532-26-8459・8460

電子メールアドレス：kaigohoken【at】union.higashimikawa.lg.jp

※送信の際は、「【at】」を「@」に置き換えること。

（２）実施要領等の入手方法

実施要領等は、本広域連合のホームページからダウンロードすること。

<https://www.east-mikawa.jp/>

（３）参加意向申出書の作成要領

ア 参加意向申出書の様式

参加意向申出書の様式は実施要領に示すとおりとする。

イ 参加意向申出書の作成及び記載上の留意事項

応募者の「法人概要」並びに応募者における同種・類似業務の受注実績（企

業の本店、支店、営業所等を含む業務の実績について5件まで)について、「業務実績表」に記載すること。なお業務実績表には、記載した業務の契約書の写し及び業務内容が確認できる書類(業務仕様書の写し等)を添付すること。

(4) 参加意向申出書等の提出及び提出期限

ア 提出書類

(ア)「参加意向申出書」

(イ)(3)イにおいて必要とする添付書類

イ 提出部数

各1部

※ 提出書類は全てA4サイズ・縦長・左綴(2穴)ファイリングにより提出すること。

ウ 提出先

(1)に同じ

エ 提出方法

持参(土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前9時から午後5時まで)又は郵送(信書便を含む。郵便の場合、書留郵便に限る。)とする。

オ 提出期限

令和7年5月13日(火)午後5時必着

期限を過ぎて持参又は到着したものについては受付を行わない。

(5) 提案書等の提出を要請する者の確認

提案資格の有無を確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知する。

※令和7年5月20日(火)発送予定

(6) 提案書等の提出

ア 提出書類及び部数

(ア) 提案書等 正本1部、副本8部

正本、副本ともにA4サイズ・縦長・左綴(2穴)ファイリングにより提出すること。副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと。

(イ) 見積書及び見積内訳書(様式は任意) 各1部

(ウ)(ア)の副本の電子データ一式(電磁的記録媒体(CD-R等)にて提出すること。)

イ 提出先

(1) に同じ

ウ 提出方法

持参(土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前9時から午後5時まで)又は郵送(信書便を含む。郵便の場合、書留郵便に限る。)とする。

エ 提出期限

令和7年6月3日(火)午後5時必着

期限を過ぎて持参又は到着したものについては無効とする。

4 評価の方法及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「第10期介護保険事業計画策定支援業務プロポーザル評価委員会」において次のとおり評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定の上、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 第1次審査(書面審査)

(2) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

令和7年6月17日(火)(予定)

時間、場所及び留意事項等については、別途通知する。

5 その他

(1) 提案書等の作成等、プロポーザルに係る全ての費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は、返却しない。

(3) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案

イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 見積金額が契約上限金額を超える提案

オ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(4) 本プロポーザルの手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他詳細は、「第10期介護保険事業計画策定支援業務プロポーザル実施要領」

による。